

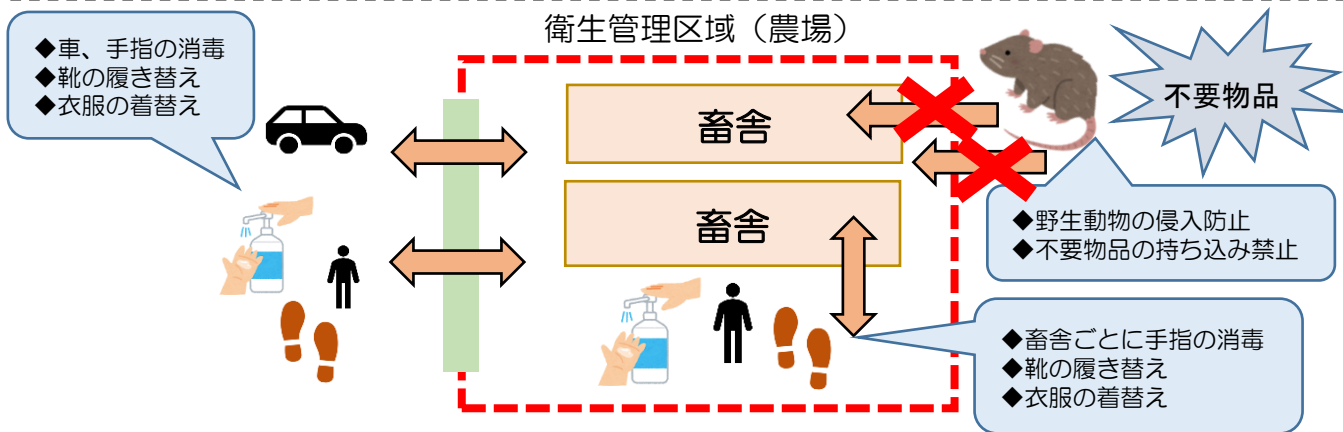
豚・イノシシの飼養者のみなさま 飼養衛生管理基準の自己点検と報告をお願いします！

国内の野生イノシシに豚熱がまん延しており、滋賀県内の野生イノシシでも豚熱の感染を認めています。さらに、韓国では野生イノシシで有効な治療法や予防法がないアフリカ豚熱の感染が広がっており、国内への侵入リスクが高まっている状況です。

つきましては、飼養衛生管理の強化のため、下記7項目の自己点検を実施いただき、別紙様式により家畜保健衛生所まで報告をお願いします。

5月分の報告期限は5月25日（土）です。

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目15）
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目16）
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目17）
- ④ 畜舎に立ち入る者の手指消毒等（項目25）
- ⑤ 畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目26）
- ⑥ 畜舎外での病原体の汚染防止（項目28）
- ⑦ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒（項目32）



万一、特定症状が確認された場合は、直ちに家畜保健衛生所に連絡するとともに、豚等を農場から移動させないで下さい。

滋賀県家畜保健衛生所

（本所）

近江八幡市西本郷町226-1

TEL:0748-37-7511 FAX:0748-37-4821

緊急携帯:090-3613-7486

（北西部支所）

高島市今津町弘川249-1

TEL:0740-22-2145 FAX:0740-22-6681

緊急携帯080-6176-8052